

みんなで防ごう！ 高齢者虐待



あなたの身近で思い当たることはありませんか？

高齢者の介護は、考える以上に心身に負担がかかります。介護疲れ、相談相手がないことによる孤立感や生計に対する不安など様々な要因が重なり合い、虐待につながってしまいます。

「もしかして虐待？」と感じたら、速やかに相談窓口にご連絡してください。早期に発見することで、虐待の深刻化を防ぐことができます。また、介護者が疲れやストレスを感じているのであれば積極的に声を掛けましょう。高齢者や介護者が孤立しないよう、地域で見守ることが大切です。



どんなことが虐待？

身体的虐待

- ・体に傷や痛みを負わせる暴行を加える
- ・正当な理由なく身動きが取れない状態にする など

放棄・放任

- ・必要な介護サービスを受けさせない
- ・不潔な住環境で生活させる など

心理的虐待

大きな声で怒鳴る、ののしる など

性的虐待

わいせつな行為を行う、またはさせる など

経済的虐待

本人のお金を無断で使う など

虐待のサイン

- ・体や顔に、不自然なあざや傷が頻繁にみられる
- ・急におびえたり、怖がったりする など

- ・体から悪臭がする
- ・ひどく空腹を訴え、栄養失調がみられる など

- ・おびえる、泣く、叫ぶ
- ・自分で自分を傷つける行為をする など

- ・人目を避け、部屋に一人でいたがる
- ・人に相談するのをためらう など

- ・お金を使っている様子がみられない
- ・生活費などの支払いができていない など

「虐待かも…」

「このままでは虐待になってしまう…」と思ったら迷わず連絡を！



- 高齢者相談支援センター ☎ 82-2941
- 役場 福祉課 内線 124

受付時間 月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分

※通報した人の個人情報を守られます。

虐待の事実などがないと分かって、責任を問われることはありません。

